

令和 5年 5月 8日

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策に資する  
現場管理費の補正の試行について  
(廃止)

お 知 ら せ

岡山県農林水産部  
岡山県土木部

岡山県農林水産部及び土木部所管の土木工事において、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について行っておりましたが、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されたことに伴い、建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインが廃止されましたので、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について廃止します。

なお、本廃止に伴い、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行についての真夏日の定義を以下のとおり改定しましたのでお知らせします。

1 真夏日の定義

改定前：日最高気温が28度以上の日

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が28度以上の場合

改定後：日最高気温が30度以上の日

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合

※暑さ指数(WBGT)を用いる場合は、変更ありません。

2 適用

熱中症予防を実施した工事(既契約を含む)において、令和5年5月8日以降は、真夏日の定義の改定を適用します。

【問合わせ先】  
土木部技術管理課管理情報班  
TEL 086-226-7410